

令和7年度 第2回山北町農業委員会総会 会議録

召集年月日	令和7年5月26日(月)		
召集場所	山北町役場防災対策室		
開・閉会日時	開会	令和7年5月26日 午後1時30分	
	閉会	令和7年5月26日 午後2時30分	
応(不応)招委員 及び出席並びに欠席委員  出席 9名 欠席 2名  (凡例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏名	出欠等の別
	1番	磯崎 加代子	○
	2番	瀬戸 雅弘	○
	3番	瀬戸 由紀子	○
	4番	細谷 晋之	○
	5番	室伏 正裕	○
	6番	田渕 康男	○
	推進委員 山北地区	磯崎 淳	○
	推進委員 向原地区	高杉 丈二	△
	推進委員 岸地区	石田 文也	○
	推進委員 共和地区	和田 一良	○
	推進委員 清水地区	池田 和則	△
	会議録署名委員	1番	磯崎 加代子
出席した事務局		事務局員	瀬戸
会議に付した案件	別紙のとおり		
会議経過	別紙のとおり		

山北町農業委員会第2回総会会議録

令和7年5月26日

1 開会

2 議事録署名人

3 議案

議長 : 本日は、農作業が忙しい中ご参加いただきありがとうございます。農業委員6名中6名が参加しているため、開催の要件を満たしています。

それでは農地法3条の規定による許可申請について事務局から説明願います。

事務局 : 議案4号農地法3条の規定による許可申請について説明します。

1 ページをご覧ください

申請地は、[ ]の合計面積 [ ] $\text{m}^2$ です

譲渡人の [ ] から譲受人の [ ] へ使用貸借権を移転します。

2 ページから9ページが申請書です。それでは2ページの2許可を受けようとする土地の所在等の対価、賃料の額をご覧ください。 [ ] となっております。

4 ページをご覧ください。自作地として867  $\text{m}^2$ 、借入地として260  $\text{m}^2$ を所有しています。

5 ページをご覧ください。 [ ] は申請地では露地野菜や柑橘類を作付け予定です。

現在、耕運機、草刈り機、軽トラックを保有しています。

現在の自宅から申請地までは約15m、徒歩1分です。

6 ページをご覧ください。 [ ] は現在、 [ ] として働いています。

7 ページをご覧ください。地域との役割ですが、農道、用水路の清掃活動には積極的に参加していくとのことでした。

10、11 ページが全部事項証明書です。

12、13 ページが位置時と拡大図です。自宅の目の前であることがわかります。

14 ページが公図兼写真方向図です。

15 ページが石田推進委員に確認していただいた時の写真です。平坦で耕作しやすい場所であることを確認しました。

議長 : 何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(承認多数) よって議案第4号は承認されました。続きまして議案第5号について説明願います。

事務局 : 16 ページをご覧ください。議案5号農地法3条の規定による許可申請について説明します。

申請地は、 [ ]の合計面積 [ ] $\text{m}^2$ です

譲渡人の [ ] から譲受人の [ ] へ賃貸借権を設定します。

17 ページから24ページが申請書です。それでは17ページの2許可を受けようとする土地の所在等の対価、賃料の額をご覧ください。 [ ] となっております。

19 ページをご覧ください。自作地として11,688  $\text{m}^2$ 、借入地として1,483  $\text{m}^2$ を所有しています。

20 ページをご覧ください。■■■■は申請地では水稻を作付け予定です。

その他露地野菜や、柑橘類の栽培等を行っています。

現在、トラクター、田植え機、ハーベスターを保有しています。

現在の自宅から申請地までは約5m、車で10分です。

21 ページをご覧ください。■■■■は現在、■■■■、年間従事日数は320日です。また■■■■は会社員として働いており年30日ほど従事します。

22 ページをご覧ください。地域との役割ですが、農道、用水路の清掃活動には積極的に参加していくとのことでした。

25 ページから 27 ページが全部事項証明書です。

28、29 ページが位置時と拡大図です。■■■■の近くであることがわかります。30 ページが公図兼写真方向図です。

31 ページから 33 ページが石田推進委員に確認していただいた時の写真です。平坦で耕作しやすい場所であることを確認しました。5年ほど遊休農地化していましたが、■■■■が耕作することで周りへの雑草の被害や遊休農地解消につながるののでいい結びつきだと思います。

議長 : 現地を確認し石田推進委員から何かありますか。

石田推進委員 : 遊休農地が解消され、雑草等の問題もなくなるため、非常にいいことだと思います。

議長 : 何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員挙手) よって議案第5号は承認されました。続きまして議案第6号について説明願います。

事務局 : 議案の説明に入る前に今回の制度変更について説明します。今年の4月から市町村が計画する利用権設定から、農地バンクによる貸借に制度が変わりました。

具体的な変更点としては、貸し手と借り手が相対で農地の貸し借りをしていましたが、ここに農地バンクがはいる形となります。

まず貸し手と農地バンクが契約し、農地バンクと借り手が契約する形となります。農業委員会としては、旧制度の時と行うことは変わらず、現地調査や総会での意見の有無を確認することです。

34 ページをご覧ください。議案6号農地中間管理事業に基づく農地利用集積計画について説明します。対象地は■■■■の合計面積■■■■m<sup>2</sup>です

譲受人の■■■■へ貸借借権を設定します。

35 ページから 39 ページが計画書です。契約は令和7年7月1日から1年9ヶ月間で貸借は年■■■■円となっております。

39 ページをご覧ください。■■■■の経営状況です。

40、41 ページが全部事項証明書です。

42、43 ページが位置時と拡大図です。

44、45 ページが公図兼写真方向図です。

46、47 ページが石田推進委員に確認していただいた時の写真です。平坦で耕作しやすい場所であることを確認しました。

長 : 現地を確認し石田推進委員から何かありますか。

石田推進委員 : ■■■■■なので水路は整備されており耕作しやすいと思います。獣害対策をしっかりしていただければと思います。

議長 : 何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員挙手) よって議案第6号は承認されました。

#### 4 その他

議長 : その他、特になければ次回総会の日程を決定したいと思います。次回は6月25日13時30分からということによろしいでしょうか。

全員 : 異議なし。

議長 : では次回総会は、当日程ということによろしく願います。

#### 5 閉会

議長 : これで山北町農業委員会総会を閉会します。(14:30)